令和７年（フ）第４９１６号
大阪市平野区背戸口４丁目６番12号　エミネンス平野101
破産者　由良　愛未
1　決定年月日　令和８年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１２８７号
大阪府八尾市南本町２丁目１番22号
破産者　原　　将貴
1　決定年月日　令和８年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１４９２号
大阪府池田市木部町56番地の20
破産者　ＳｉｌｖｅｒＤｒｅａｍＣｏｍｐａｎｙこと　浜本　勇児
1　決定年月日　令和８年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１７８９号
大阪市淀川区宮原１丁目８番27―702号
破産者　西嶋　祐也
1　決定年月日　令和８年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第２７０号
兵庫県川西市けやき坂５－５－１　けやき坂高層住宅１－209、住民票上の住所兵庫県伊丹市鴻池６丁目24番44号（住民票上の前住所：大阪府豊中市熊野町３丁目７番28号113号）
破産者　田宮　悠人
1　決定年月日　令和８年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第１４２号
兵庫県川西市平野１丁目22番19号、前住所兵庫県川西市平野３丁目15番４号
破産者　北野電化こと　北野　　隆
1　決定年月日　令和８年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第１４３号
兵庫県川西市平野１丁目22番19号、前住所兵庫県川西市平野３丁目15番４号
破産者　北野電化こと　北野　京子
1　決定年月日　令和８年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第１１９号
兵庫県尼崎市東園田町８丁目102番地の11
破産者　速水　敦岐
1　決定年月日　令和８年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第２５９号
兵庫県西宮市大畑町５番38号
破産者　池田　善弘
1　決定年月日　令和８年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第２８２号
徳島県吉野川市山川町町82番地３、旧住所徳島県徳島市新南福島一丁目６番26号
破産者　石原　光彦
1　決定年月日　令和８年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和７年（フ）第２８３号
徳島県吉野川市山川町町82番地３、旧住所徳島県徳島市新南福島一丁目６番26号
破産者　石原　梨香
1　決定年月日　令和８年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和７年（フ）第４１２号
香川県高松市円座町1999番地14
破産者　藤澤　照美
1　決定年月日　令和８年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１５号
大分県杵築市大字杵築665番地563　グレイスフル服部502
破産者　山本　義久
1　決定年月日　令和８年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

令和８年（フ）第１６８号
宮崎市高岡町下倉永1200番地72
破産者　中村ちはる
1　決定年月日　令和８年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第６６号
宮崎県延岡市北川町川内名10206番地
破産者　小野　寿信
1　決定年月日　令和８年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続終結及び免責許可決定

令和８年（フ）第４９号
鹿児島県出水市西出水町1895番地１　Ｂ棟
破産者　福本　恵利菜
1　決定年月日　令和８年９月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和７年（フ）第２０４８号
埼玉県草加市清門２丁目32番地15、前住所福岡市東区香住ヶ丘２丁目３番32号
破産者　平松　靖宏
1　決定年月日　令和８年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第１６７２号
福岡県福津市中央６丁目１番１―601号
破産者　永野軽運送こと　永野　　篤
1　決定年月日　令和８年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部